



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

1414	生活保護法による施術機関の指定	(福祉保健総務課).....	1
1415	指定自立支援医療機関の変更	(障害福祉課).....	1
1416	大規模小売店舗の変更の届出	(商工振興課).....	2
1417	大規模小売店舗立地法による橋本市から聴取した意見の概要	( " ).....	3
1418	日高町土地改良区の役員の就退任	(農業農村整備課).....	3
1419	公共測量の実施	(技術調査課).....	4
1420	道路の区域変更	(道路保全課).....	4
1421	道路の供用開始	( " ).....	5
1422	道路の区域変更	( " ).....	5
1423	道路の供用開始	( " ).....	6
1424	道路の位置の指定	(都市政策課).....	6
1425	"	( " ).....	6

## 告 示

### 和歌山県告示第1414号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和4年12月23日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定 番 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	指 定 年 月 日
海南あ新 3-04	中谷倫也	治療院ふうしゃ(あん摩・マッサージ) 海南市黒江1-119 フェアリー黒江201号	令和 4.12.1
海南は新 12-04	中谷倫也	治療院ふうしゃ(はり・きゅう) 海南市黒江1-119 フェアリー黒江201号	令和 4.12.1

### 和歌山県告示第1415号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和4年12月23日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変 更 年 月 日

山路薬局岩出店	岩出市森294	医療機関の名称	山路薬局	山路薬局岩出店	令和 4.11.1
---------	---------	---------	------	---------	--------------

**和歌山県告示第1416号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和4年12月23日

和歌山県知事 岸 本 周 平

**1 大規模小売店舗の名称及び所在地**

オー・ストリート橋本彩の台

和歌山県橋本市あやの台一丁目50番3外

**2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名**

株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

株式会社ケーヨー 代表取締役 實川浩司

千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号

**3 変更した事項**

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

株式会社ケーヨー 代表取締役 醍醐茂夫

千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号

(変更後) 株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

株式会社ケーヨー 代表取締役 實川浩司

千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 縦覧図書記載のとおり

(変更後) 縦覧図書記載のとおり

**4 変更年月日**

令和4年5月24日

**5 変更した理由**

代表者の変更のため

**6 届出年月日**

令和4年12月8日

**7 届出の縦覧場所**

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山県伊都振興局地域振興部企画産業課(橋本市市脇四丁目5番8号)

橋本市経済推進部シティセールス推進課(橋本市東家一丁目1番1号)

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和4年12月23日から令和5年4月24日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1417号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により橋本市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和4年12月23日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ツルハドラッグ高野口店

和歌山県橋本市高野口町名古曾字久原348番1外

2 意見の対象となった届出に係る告示

令和4年和歌山県告示第937号

3 意見の概要

(1) 環境基本法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守し、廃棄物の減量化及び再資源化に取り組むとともに、騒音・振動等による公害発生に留意し、周辺の生活環境に影響を与えないよう努めてください。

(2) 交通安全に努め、一般通行車両の妨げにならないよう誘導員を配置するなどの対応に努めてください。特に通学路となっているため、登下校時には十分注意してください。

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山県伊都振興局地域振興部企画産業課(橋本市市脇四丁目5番8号)

橋本市経済推進部シティセールス推進課(橋本市東家一丁目1番1号)

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 令和4年12月23日から令和5年1月23日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1418号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、日高町土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和4年12月23日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 退任した役員(令和4年11月30日退任)

職名 氏 名 住 所

理事 松本秀司 日高郡日高町大字志賀993番地

理事 久保幸市 日高郡日高町大字高家578番地

理事 野田善啓 日高郡日高町大字荊木1266番地

理事 中筋智章 日高郡日高町大字荊木926番地の8

理事 辻村昌宏 日高郡日高町大字萩原568番地

理事 笠松理 日高郡日高町大字萩原478番地

理事	入江績	日高郡日高町大字高家370番地
理事	坂本宏	日高郡日高町大字小中768番地
理事	柳木良一	日高郡日高町大字小中828番地の4
理事	高見求	日高郡日高町大字志賀536番地
理事	力津俊博	日高郡日高町大字志賀658番地
理事	寺井秀則	日高郡日高町大字小池354番地
理事	津村安雄	日高郡日高町大字志賀794番地
理事	池内守夫	日高郡美浜町大字和田1343番地
理事	中岡利平	御坊市湯川町富安1902番地5
監事	池ノ上博章	日高郡日高町大字荊木773番地
監事	前田元市	日高郡日高町大字高家1041番地
監事	津村利治	日高郡日高町大字志賀802番地

## 2 就任した役員（令和4年12月1日就任）

職名	氏名	住所
理事	松本秀司	日高郡日高町大字志賀993番地
理事	山崎進	日高郡日高町大字高家23番地
理事	野田善啓	日高郡日高町大字荊木1266番地
理事	中筋智章	日高郡日高町大字荊木926番地の8
理事	辻村昌宏	日高郡日高町大字萩原568番地
理事	笠松理	日高郡日高町大字萩原478番地
理事	入江績	日高郡日高町大字高家370番地
理事	坂本宏	日高郡日高町大字小中768番地
理事	柳木良一	日高郡日高町大字小中828番地の4
理事	高見求	日高郡日高町大字志賀536番地
理事	力津俊博	日高郡日高町大字志賀658番地
理事	寺井秀則	日高郡日高町大字小池354番地
理事	津村安雄	日高郡日高町大字志賀794番地
理事	池内守夫	日高郡美浜町大字和田1343番地
理事	中岡利平	御坊市湯川町富安1902番地5
監事	池ノ上博章	日高郡日高町大字荊木773番地
監事	津村利治	日高郡日高町大字志賀802番地
監事	辻村博明	日高郡日高町大字萩原547番地の1

## 和歌山県告示第1419号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき湯浅町長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和4年12月23日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 作業の種類 公共測量（数値地形図データ作成）
- 2 作業期間 令和4年12月21日から令和5年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県有田郡湯浅町全域

## 和歌山県告示第1420号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告

示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年12月23日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡古座川町添野川字平井川東平山1625番1地内	旧	4.65 } 15.61	68.20	
同上	新	6.78 } 17.73	68.20	

**和歌山県告示第1421号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年12月23日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 一般国道

路線名 371号

供用開始の区間 東牟婁郡古座川町添野川字平井川東平山1625番1地内

供用開始の期日 令和4年12月23日

**和歌山県告示第1422号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年12月23日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡古座川町添野川字平井川東平山1625番1地内	旧	5.02 } 12.21	77.63	

同上	新	11.84 } 18.00	78.66	
----	---	---------------------	-------	--

## 和歌山県告示第1423号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年12月23日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 一般国道

路線名 371号

供用開始の区間 東牟婁郡古座川町添野川字平井川東平山1625番1地内

供用開始の期日 令和4年12月23日

## 和歌山県告示第1424号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和4年12月23日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3601	岩出市波分字松本144番1の一部	和歌山市南材木丁二丁目10 株式会社フジシマ不動産 代表取締役 藤林正樹	令和 4.12.2	6.00	65.18
				6.00	33.54

## 和歌山県告示第1425号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和4年12月23日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3623	有田郡有田川町大字野田字保寿430番の一部	有田郡有田川町大字野田428番地2 大橋治紀	令和 4.12.2	5.00	34.90